

デジタル原則を踏まえた法令の適用に係る解釈の明確化等について

令和 6 年 3 月

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課
原子力規制庁 原子力規制部 実用炉審査部門

令和 3 年 11 月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置されました。

令和 4 年 6 月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7 項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約 1 万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年 12 月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和 5 年 3 月には告示等にも対象を広げた工程表が策定されました。

一括見直しプランでは、令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間を集中改革期間と位置づけており、工程表中の各条項においても、当該 2 年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところです。

これを受けて、電気事業法第 42 条の規定に基づき提出される保安規程に関する法令の適用について、下記のとおり整理しました。

（参考）

○デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

記

（１）「目視規制」について

別表 1 に掲げる法令における目視による調査、巡視及び点検については、これらの条項の規定上、デジタル技術の活用について明示されていないが、ドローンによる遠隔監視技術の活用や AI による診断など、デジタル技術の活用を妨げるものではない。

なお、巡視・点検の実施者は、点検の目的、被点検対象の性質等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

（２）「定期検査」について

別表 2 に掲げる当課所管法令における定期検査については、実施期間及び頻度を指定するものではなく、また、実施方法について、遠隔での情報収集や電磁的記録の確認等デジタル技術の活用を妨げるものではない。

別表 1

法令等名称	制定年月日及び番号	条項
電気事業法施行規則	平成 7 年通商産業省令第 7 7 号	第 50 条第 2 項第 9 号
電気事業法施行規則	平成 7 年通商産業省令第 7 7 号	第 50 条第 3 項第 3 号
電気事業法施行規則	平成 7 年通商産業省令第 7 7 号	第 50 条第 4 項第 4 号
原子力発電工作物の保安に関する命令	平成 2 4 年経済産業省令第 6 9 号	第 4 条第 2 項第 9 号
原子力発電工作物の保安に関する命令	平成 2 4 年経済産業省令第 6 9 号	第 4 条第 3 項第 4 号
原子力発電工作物の保安に関する命令	平成 2 4 年経済産業省令第 6 9 号	第 4 条第 4 項第 4 号

別表 2

法令等名称	制定年月日及び番号	条項
電気事業法施行規則	平成 7 年通商産業省令第 7 7 号	第 50 条第 2 項第 14 号
原子力発電工作物の保安に関する命令	平成 2 4 年経済産業省令第 6 9 号	第 4 条第 2 項第 14 号